

「不用品買い取ります」の電話に注意

【事例】「不用品の着物はありますか？買い取ります」と電話があり、自宅への訪問を承諾した。後日訪問してきた業者に着物を見せたが、「アクセサリはないか？無料で査定します」と言われ、ネックレスや指輪を見せた。売るつもりはなかったが、断り切れず契約書にサインすると、お金を渡されアクセサリを持ち帰られた。後悔している。取り戻したい。

【アドバイス】このような事例が多発しています。契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフできます。さらにその間は物品を手元に残しておくことができます。トラブルを回避するため、次のことに注意しましょう。

▷留守番電話でシャットアウト＝買い取り業者が突然訪問して勧誘することは法律で禁止されています。留守番電話に設定しておくことで、訪問の承諾を求める電話を防ぐことが

できます。

▷業者の連絡先を確認＝訪問を承諾する場合は、業者の電話番号をメモしておきましょう。訪問日の変更やキャンセルなど、こちらから連絡を取りたいときに必要です。

▷売るつもりがないものは見せない＝貴金属を見せるよう催促されても、売るつもりがないものは見せずにきっぱりと断ってください。また、できるだけ1人での対応は避けましょう。

▷契約書は必ず確認＝必ず契約書を受け取って、すぐに物品の種類や買い取り価格、業者名や連絡先などを確認しましょう。

困ったときは消費生活センターへご相談ください。

【問】消費生活センター（市役所大和庁舎1階 商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎0944・76・1004）

